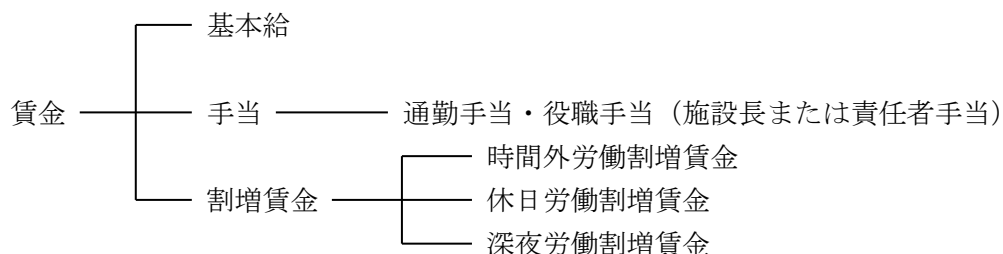


### （賃金の構成）

第24条 賃金は、次の構成とする。



### （基本給）

第25条 基本給は、本人の職務遂行能力、経験、技能、年齢等を考慮して各人別に決定する。また、基本給は月給または時給とする

### （手 当）

第26条 通勤手当は、月額1万円までの範囲内において通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2 役職手当は施設長または施設の責任者に対して支給する。原則として施設長については10,000円、施設の責任者については5,000円とする。

### （時間外労働賃金等）

第27条 月給制職員の割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

①時間外労働割増賃金(1日8時間、1週40時間を超えて労働した場合、または本規則第15条に定める時間を超えて労働した場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

②法定内時間外労働賃金(所定の労働時間を超えて労働した場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.0 \times \text{時間外労働時間数}$$

③休日労働割増賃金(1週1日の休日に労働した場合)

$$\frac{\text{基本給} + \text{役職手当}}{1 \text{ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

④深夜労働の割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働した場合）

$$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- 3 時給制職員の割増賃金は、次の算式により計算して支給する。
- ①時間外労働割増賃金（1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えて労働させた場合）  
時給単価 × 1.25 × 時間外労働時間数
  - ②法定内時間外労働賃金（所定の労働時間を超えて労働した場合）  
時給単価 × 1.0 × 時間外労働時間数
  - ③休日労働割増賃金（1 週 1 日の休日に労働させた場合）  
時給単価 × 1.35 × 休日労働時間数
  - ④深夜労働の割増賃金（午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合）  
時給単価 × 0.25 × 深夜労働時間数

**（休暇等の賃金）**

- 第 28 条 年次有給休暇の期間は、取得日に所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 産前産後の休業期間、育児・介護休業法に基づく育児休業および介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は、無給とする。
  - 3 慶弔休暇の期間は、第 1 項の賃金を支給する。
  - 4 休職期間中は、賃金を原則として支給しない。

**（欠勤等の扱い）**

- 第 29 条 欠勤、遅刻、早退および私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退および私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。また、時給制の職員についてはその間の賃金を支給しない。

**（賃金の計算期間および支払日）**

- 第 30 条 賃金は、毎月末日に締切り、翌月 20 日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその前日に繰り上げて支払う。
- 2 月給制の職員が計算期間中の途中で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

**（賃金の支払いと控除）**

- 第 31 条 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員の同意を得たときは、その指定する金融機関等の口座への振込により賃金の支払いを行う。また、次に掲げるものは賃金から控除するものとする。
- ①源泉所得税
  - ②住民税
  - ③健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

藤沢市民活動推進機構  
職員給与の支給に関する規定（就業規則より一部抜粋）

- ④雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ⑤職員代表者との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

**（非常時払い）**

第 32 条 職員またはその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかに該当し、その費用に当てるため、職員から請求があったときは、その都度、そのときまでの労働に対する賃金を支払う。

- ①出産、疾病または災害の場合
- ②結婚または死亡の場合
- ③やむを得ない理由によって1週間以上帰郷する場合

**（昇給）**

第 33 条 経営状況等を勘案し昇給を行うことがある。

- 2 昇給時の昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

**（賞与）**

第 34 条 賞与は、原則として支給しない。